

平成 29 年第 3 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

水野 由貴

押印掲載  
を省略

1 日時 平成 29 年 8 月 3 日 (木) 14 時 00 分～15 時 32 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第四委員会室

3 出席委員

有川 智 委員長

蘆立 順美 委員

松尾 大 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

大泉 新一

財政局 財政部 契約課 主幹兼管理係長

吉田 学

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

大場 剛典

都市整備局 参事兼技術管理室長

川上 正博

都市整備局 技術管理室 技術企画係長

佐々木 健雄

水道局 総務部 企画財務課 契約係長

庄司 幸則

水道局 給水部 管路整備課長

境 潔

水道局 給水部 管路整備課 工事第一係長

松岡 裕治

水道局 給水部 管路整備課 工事第二係長

高橋 満

水道局 給水部 計画課 技術管理係長

瀬良 利明

交通局 総務部 財務課長

中村 喜陽

交通局 総務部 財務課 契約管財係長

菅井 英樹

交通局 鉄道技術部 電気課 信号係長

五十嵐 隆洋

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 水野 由貴 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2~23) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P24~25) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 29 年 1 月 1 日～3 月 31 日に契約した予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 190 件である。前年同期は 179 件であり、少し増えている。</p> <p>通常、市役所の工事は年度末に集中する傾向があるが、人材、特に技術者及び資機材の効率的な活用ができないという問題がある。そこで、本市では年間を通して発注を平準化する取り組みをここ数年来進めてきているところであり、これは国の方針に沿った取り組みでもある。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件が無かった。</p> <p>制限付き一般競争入札は 174 件で、内訳は市長部局 139 件、水道局 20 件、交通局 5 件、ガス局 10 件である。</p> <p>指名競争入札は対象案件が無かった。</p> <p>随意契約は 16 件で、内訳は市長部局 15 件、水道局 1 件である。</p> <p>(資料 P1~23 参照)</p>
指名停止の状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 29 年 4 月 1 日～6 月 30 日)における指名停止案件は、業者数としては 8 業者あるが、実質的な案件は 4 件である。</p> <p>No.1 及び No.2 は同一工事案件で、(株)橋本店が元請、ラコリス(株)が下請であり、工事関係者事故により両者を 2 ヶ月の指名停止とした。</p> <p>No.2 のラコリス(株)は、本市発注の函渠築造工事において、下請負人である当該業者の作業主任者による直接指揮の下で行うべき土止め支保工の切りばりの撤去作業の直接指揮を怠り、作業員の負傷事故を発生させた。これにより、労働衛生法違反の疑いで同社及び現場代理人が書類送検されたものである。</p> <p>No.1 の(株)橋本店は、上述の事故について同社が元請負人として関係請負</p>

		<p>人及び関係請負人の労働者に対し当該作業に関する安全管理に必要な指示を行わなかったことが、労働安全衛生法違反にあたるとして仙台労働基準監督署からは是正勧告を受けたものである。</p> <p>No.3 は東海リース(株)である。同社は、本市発注のコミュニティ児童館児童クラブサテライト室賃貸借契約において、仕様書に新しい部材及び機器類を使用すると明記していたが、一部の部材に再生品を使用し、仕様書と異なる内容で施工していたもので、契約違反により1ヶ月の指名停止とした。本来であれば仕様書と異なる再生品の使用は、契約解除となる案件ではあるが本児童館施設は使用開始時期が決まっており、契約を解除した場合には施設使用開始時期に間に合わない状況であった。そこで本工事においては、再生品の使用を認めるものの、契約価格から適正な減額を行う変更契約を締結した。</p> <p>No.4 は(株)栗田機械製作所である。泉北環境整備施設組合発注工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかったことについて、大阪府知事から営業停止命令を受けた。これにより、建設業法違反で1ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>No.5 から No.8 も同一工事案件であり、関係する業者を工事関係者事故による2ヶ月の指名停止としたものである。これは、No.5 高工・丸鹿共同企業体が受注した工事の下請業者である No.8(有)管建材工業が、本市発注の雨水幹線工事において、重機（バックホウ）による砕石積込作業中、誘導員が作業現場を離れていたにも拘わらず重機を旋回させたことで、当該業者所属作業員が上部旋回体とキャタピラの間に挟まれ負傷事故を発生させたことによるものである。</p> <p>尚、No.5 高工・丸鹿共同企業体は元請として関係請負人及び関係請負人の労働者に対し当該作業に関する安全管理に必要な指導を行っていないことが労働安全法違反にあたるとして、仙台労働基準監督署より是正勧告を受けたもの。又、元請共同企業体の構成員である(株)高工及び(株)丸鹿は、指名停止要綱の規定に基づき同趣旨の是正勧告を受けたことによる指名停止である。</p> <p>(資料 P24～25 参照)</p>
再生品使用による影響等について	委員	No.3 東海リース(株)が施工した案件で再生品を使用したとのことだが、中には鉄骨など基幹部材もあり強度面などの問題はないのか。
	事務局	<p>再生品であっても使用には十分耐えるという判断に基づくものである。</p> <p>本件は、リースによる契約であり、期間も限定されるということで、契約期間内においては問題ないという判断である。</p>
再生品使用が判明した経緯、使用された原因について	委員	上記の案件で再生品の使用は、どの時点でどういう経緯で判明したのか。
	事務局	<p>この案件は、賃貸借契約のプレハブ建築の建物である。使用する部材を搬入した際、鉄骨骨組などの現場作業中の立ち会い確認で判明した。</p> <p>業者によれば原因は、営業と工場との間の連絡不足で、誤って中古再生品を搬入してしまったためとのことである。</p>

元請業者の安全指導並びに監督責任について	委員	No.5～No.8 で 1 件の事案であるとのことだが、元請業者並びにその企業連合体が下請業者に対して安全管理上どこまで指導監督しなければならないものなのか。
	事務局	JV であれ企業単体であれ元請業者が、工事の安全管理全般にわたり責任を負うものであり、下請業者に対しても指導監督の責任を担う立場にある。
	委員	元請業者が安全に関する全般の管理責任を負うということで、実際に下請業者などが事故を起こした場合には直接事故を起こした業者と同等の指名停止期間となるものなのか。 元請業者と下請業者とでは責任の重さの軽重として指名停止などにどのように反映されるものなのか。
	事務局	基本的には、元請と下請で業者間の指名停止期間に違いはないが、元請業者の指名停止期間の範囲内で下請業者の指名停止期間を決めることになる。 尚、下請業者に特別な事情がある場合はそれを考慮し範囲内での期間短縮措置が適用される。
	委員	確認になるが、元請と下請では同じ指名停止期間が原則でも特別な事情がある場合には、元請業者よりも下請業者の指名停止期間が短くなる可能性があるという理解で良いか。
	事務局	その通りである。例えば、元請業者には以前にも指導監督上の過失があり、更に過失事案が加わって過重責任が問われるケースが代表的なものである。
	委員	元請業者に過重責任はなく、単一案件の場合における指名停止期間の扱いではどうか。この場合は、元請業者よりも下請業者の指名停止期間が長くなるというケースもあるのか。
	事務局	今までそのような実例はない。あくまで、下請業者の責任は、元請業者の安全管理責任の範囲内になるという考え方である。 元請業者の安全管理責任はそれだけ重いということである。

## (2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる事案の内、蘆立委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10 件を報告（詳細は資料 P26 参照。）。
- 2) 委員会により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

### 【選定事案】

#### ◆制限付き一般競争入札

- ①第 3 南蒲生幹線切替工事 2
- ③青葉通線（東二番丁工区）街路植栽工事

- ④荒井東雨水ポンプ場ポンプ設備工事
- ⑤（市）日の出町 14 号線舗装改修工事
- ⑧地下鉄南北線泉中央配電室低圧盤更新工事

◆随意契約

- ⑨歩坂町地区下水管災害復旧工事 2
- ⑩彦隅下ため池堤体災害復旧工事

\*⑨及び⑩は、蘆立委員からの指定により審議対象としてセットで選出した事案

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①第 3 南蒲生幹線切替工事 2」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、第 3 南蒲生幹線の切替土木工事である。概要としては、大きな特殊人孔工（マンホール）を 2ヶ所敷設する工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型とした。</p> <p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（土木工事の格付評点が 900 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 1 社で、1 社による電子入札を行い、(株)大林組東北支店を落札候補者とし、総合評価委員会において技術資料等を審査した結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P27～30 及び P61 参照）</p>
入札参加が少なかった理由並びに高い落札率について	委員	入札参加業者が少なかったのは何故か。
	事務局	<p>工事内容は、深くて大きいマンホールの敷設であるが、シールド 2 本との接続を含む工事である。本工事の落札業者は、3 社 J V で発注した大元の幹線工事の受注 J V の代表者である。</p> <p>本工事は大きいマンホールとシールドの接続という比較的難しい工事でもあり、仙台市に営業所を持つ大手業者も念頭に多くの入札参加を狙った。しかし、実際の施工では大元の幹線も担当してないと困難な点が多いと各業者が判断したためか入札参加は 1 社のみとなったものである。</p>
	委員	本来の狙いとしては 1 社ではなく、多くの業者の入札参加が可能な案件だと見込んでいたのか。
	事務局	他の業者でも施工は十分可能であると判断していたが、業者側からすれば既存工事のシールドと接続するという関係から躊躇したものではないかとも考えている。実際の接続工事自体は、施工可能な業者が多くある案件ではあった。

	委員	実際の想定としては何社位が施工可能だと考えていたのか。
	事務局	<p>施工可能な業者は実際には多数ある。落札した大林組は勿論、大手業者なら十分可能であり、仙台市内に本店を持つ地元業者でも施工可能な業者は幾つか存在する。</p> <p>募集条件が特に厳しい案件ではないので、本来は入札参加者を多く望める案件ではあった。</p>
	委員	資料 P3 の一覧において、同幹線切替工事 1 では 2 社が入札に参加しているが、落札業者は元のシールド工事を受注していた業者ではないのか。
	事務局	<p>落札した業者は元となるシールド工事の受注した JV とは別業者である。</p> <p>入札参加業者の内訳は、元となるシールド工事を受注した JV の代表企業と本市地元企業の 2 社であり、地元企業が落札している。</p>
	委員	落札率は 100%となっているが、予定価格が簡単に積算できる案件だったためか。
	事務局	本案件の予定価格は事前に公表してあったものである。
	委員	落札業者は、落札率 100%でも必ず落札できると判断していたという事か。
	事務局	落札業者の意図は判りかねるが敢えて推測すれば、施工にあたっての接続など他工事との関連から他業者は入札に参入してこないだろうと考えたためかも知れない。

### 「③青葉通線（東二番町工区）街路植栽工事」について

事案説明	事務局	<p>本工事は、青葉通線の街路樹の植栽工事である。概要としては、低木の植栽が 1,080 本、地被類の植付を 11,800 鉢行う工事である。</p> <p>予定価格から入札方式は、制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（造園工事の格付評点が 600 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 31 社で、31 社による入札を行い、内 1 社が書類不備により無効となった。残り 30 社の内、総額判断基準価格を下回った入札が 29 社、その内失格基準価格を下回った入札が 13 社あった。同価格で入札した 6 社による電子くじの結果、星造園土木(株)を落札候補者とし、同社が落札した。</p> <p>（詳細は資料 P35～38 及び P63 参照）</p>
同額入札が多くなった理由について	委員	植栽工事はこれまで入札参加者が多い傾向にあったと思うが、今回は 6 社による同額入札となっている。1 円単位での細かな入札金額でもあるが、よくあることなのか。
	事務局	確かに 1 円単位での入札金額となっており、同額による電子くじ入札とな

		<p>った。今回の契約報告対象期間においては、資料 P3～P4 に示した通り、本庁発注の造園工事 7 件の中で本案件を含む 2 件が同額でくじとなっている。</p> <p>本案件以外では資料 P4 の高砂中央公園植栽工事が入札参加者数 21 社で 2 社によるくじとなっている。造園工事の入札参加者は多いが、本案件のような 6 社による同額入札は例がない。造園工事のくじによる落札は年間 3～4 件、同額の入札業者は 2 社程度というのが殆どであった。</p> <p>今回異例の 6 社同額入札となったのは、業者の積算精度の向上が要因であると考えている。</p> <p>積算の根拠となる植栽に使われる木の種類が極めて標準的なもので、入手が容易であったこと。更に、植栽資材は物価資料に公示してある汎用品が仕様になっていることによるものと推測している。入札に参加する業者が、仙台市が使用している物価資料と同じものを積算に使用した場合は、今回の様に同額となることは十分に有り得ると考えている。</p>
実際の工期はいつどのように決まるかについて	委員	<p>本案件に限らず、工期は契約上 3 月 31 日となっている場合が多いが、実際の工期は契約の時点で別途確定しているのか。或いは、3 月末時点までの工事の完了具合から判断して決まるものなのか。</p>
	事務局	<p>本来は適正工期で契約すべきだが、実際には年度末までに完了しない工事でも役所の予算執行は単年度主義であるため、次年度の施工にあたっては繰越措置が必要となる。案件によっては国からの補助が前提となるものも多々あり、それらの工事の繰越には国の承認が必要で、承認後に繰越措置をし工期の延長をおこなっている。</p> <p>契約上 2 月や 3 月工期の工事は、実際の発注を 11 月～翌 1 月に公告しているが、その時点で繰越措置や国の承認は得られていないため、公表する工期は 3 月末とせざるを得ない。</p> <p>ただし、実際の工事が 3 月末迄に完了しないことは予め解っているので、発注に際しては業者に明示する設計図書の中で実際の完了予定工期が判るようにしている。</p>
	委員	<p>入札参加業者は、入札参加前に実際の施工時期を十分に理解しているということが良いか。</p>
	事務局	<p>入札の公告時には公告文とは別に仕様書などの設計図書の中で実際の施工時期を書き加えており、全業者が事前に判るようにしている。</p>

#### 「④荒井東雨水ポンプ場ポンプ設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、新設する荒井東雨水ポンプ場内にポンプ設備を設置するプラント機械設備工事である。内容は、雨水ポンプ、雨水ポンプ電動機、雨水ポン</p>



		<p>プ原動機及び雨水ポンプ減速機等を設置する工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型とした。</p> <p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（水処理施設工事又はその他機械器具設置工事の格付評点が 850 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 10 社で、10 社による入札を行い、総額判断基準価格を下回る入札が 8 社、その内失格基準価格を下回る入札が 4 社であった。</p> <p>（株）クボタ東北支社を落札候補者とし、総合評価委員会において技術資料等を審査した結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>尚、入札金額では水 ing(株)の方が低かったが、総合評価の評価値は(株)クボタが上回り落札したものである。</p> <p>（詳細は資料 P39～42 及び P64 参照）</p>
落札価格の逆転を生んだ総合評価について	委員	この案件は、総合評価を行うことにより落札金額が逆転したということか。
	事務局	その通りである。
	委員	総合評価の評価視点として、配置予定技術者の評価が特に影響したという理解で良いか。
	事務局	その通りである。
	委員	これまでの実績、企業規模等の背景が評価に至ったということか。
	事務局	配置予定技術者の評価の項目で言えば、落札に至らなかった企業の評価点は 0 点であった。加えて企業の評価としても実績で 2 点の差があり、特に優秀な技術者の配置が落札に影響した点ではまさに、総合評価として狙い通りの好ましい結果である。
入札参加資格を地元業者から上げている理由について	委員	入札参加資格について仙台市内に営業所を有する者としているのは、市内に本社がある地元企業だけでは入札参加者が限定されるという判断か。
	事務局	<p>本工事は、水処理のプラント設備であるが、これに対応できる地元企業は殆どないのが実状である。地元企業でも入札参加は可能とはしているが、今回の入札でも判る通り地元企業は参加していない。</p> <p>プラント設備関連は専門業種に近い上に、今回は点検整備等とは異なる新設工事である。地元企業にできる限り優先発注したいという考え方を持ってはいるが、地元の業者だけでは現実には対応が難しい。競争入札という観点からも対応可能な業者を考慮した入札参加条件にせざるを得ない状況である。</p>

「⑤（市）日の出町 14 号線舗装改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、日の出町 14 号線道路の舗装改修工事である。工事内容は、夜間に舗装工事を行うものである。</p> <p>予定価格から、入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（舗装工事の格付評点が 600 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 12 社で、内 4 社が辞退し 8 社による郵便入札を行い、同価格で入札した 5 社によるくじで若葉建設(株)を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。本工事は、区役所の舗装工事であるが、総合評価を適用せず実施したものである。</p> <p>（詳細は資料 P43～45 及び P65 参照）</p>
総合評価では無くくじになった理由について	委員	<p>確認だが、この案件は宮城野区の判断によりくじで落札を決めたが、総合評価を選択する対象には入っていたという理解で間違いないか。</p>
	事務局	<p>その通りである。区で試行している総合評価対象案件であり、区と相談しながら適用件数を増やすことは常に検討している。</p> <p>ただし、本工事は年度末の工事で小規模な工事であり、総合評価を行うには審査手続に時間も掛かることから日程的にも難しいと判断したものである。</p>
同額入札が多くてくじになった背景について	委員	<p>本案件は、4 社によるくじになっているが、この案件でも先程審議した植栽工事のように積算に用いるアスファルト価格等に物価資料等があるため入札が同額となったということか。</p>
	事務局	<p>舗装工事では国土交通省が定めた積算基準があり、平成 26 年に舗装工事の積算が簡素化された。具体的には、細かな資材単価による積算ではなく、施工延長等の条件入力のみで積算が可能となり簡単になった。これを受け、業者向け積算ソフトによる積算精度が徐々に向上した結果、平成 27 年頃から、1 円単位での予測できる傾向が起きているということなので、植栽工事とは意味合いが違うものである。</p>
	委員	<p>舗装工事では、同額入札が多くなることは想定内で予見される状況という認識でよいか。</p>
	事務局	<p>昨年の例では、入札に参加した 16 社が 16 社共全て同額だったこともある位であり、植栽工事とは比較にならない程の精度である。その状況も踏まえて入札金額だけで落札者を決めるのではなく、地域への貢献度や技術者の技術力を反映した総合評価の適用を多くするよう努めているところである。</p>
入札辞退について	委員	<p>入札を辞退した会社が 4 社あるが、理由は確認しているのか。</p>
	事務局	<p>辞退は自由意思でできるので、確認はしていない。</p>

	委員	入札前ではなく、入札後の辞退についてはどうか
	事務局	<p>年度末の時期は各区役所で舗装工事の発注数が多くなる。その際に複数の案件の入札に参加して落札できた業者は、他の工事に技術者や作業員を回す余力がなくなり辞退に至るケースが多い。</p> <p>入札日から実際に開札するまでの間には数日間のタイムラグがある。その間に別に落札案件があると今回の案件への対応が不可能になるということであり、入札後の辞退を認めている。</p>

「⑧地下鉄南北線泉中央配電室低圧盤更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、地下鉄南北線泉中央駅の低圧配電盤等を既設コントロールセンター盤方式から分電盤方式に更新する工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争で総合評価方式簡易型Ⅰ型とした。</p> <p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（電気設備工事の格付評点が 850 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 5 社で、5 社による郵便入札を行なった。内 3 社が総額判断基準価格を下回ったものの失格基準価格を下回る会社はなかった。富士電機(株)東北支社を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P53～55 及び P68 参照）</p>
更新前施工業者の入札参加について	委員	既設からの更新という事だが、元施工業者は今回の入札にも参加したのか。
	事務局	参考見積りを取った経緯はあるが、入札には不参加だった。
入札金額の業者間格差が大きい理由について	委員	機器製作費に係るものようだが、入札業者間の価格差が 1 千万円程度あり極めて大きいのが、これは通常有り得ることなのか。
	事務局	この種の工事では通常起こり得る範囲の価格差である。
	委員	機器の製作費以外の部分でも差が生じるものなのか。
	事務局	差は出るが、一番価格差が大きいのは、ご指摘の機器製作費である。
	委員	価格差は、自社製の機器とは別に、各業者が持つノウハウや技術力の差が反映されたものなのか或いは元々の各業者の機器の特性差によるのか。
	事務局	業者によって得意分野が異なる。例えば、他の業者から機器を購入し設置する場合はコスト高となる。各業者毎にそのような事情が異なることが機器製作費にバラツキが生じる要因と考えられる。
機器製作費	委員	機器製作費の失格基準の設定はどのような積算により行われるのか。

失格基準の積算について	事務局	純工事費、現場管理費及び一般管理費は一定の基準により 90%等と決まっているが、機器製作費は基準上個別に設定することになっている。本工事では 60%に設定したが、これまでの工事实績や積算資料並びに市場動向等の調査に基づき当面 60%としたものである。
落札率抑制のための入札業者選定について	委員	<p>今回落札した業者は得意とする分野だったため機器製作費で有利となり、落札率の抑制ができたのだと思うが、他業者の落札だとかなり落札率が上昇する。</p> <p>競争性の確保という観点からは問題があるかもしれないが、コスト抑制の観点から機器製作等について事前に調査したうえでの仕様書の書き方等は有り得るのか。</p>
	事務局	今回の工事は低圧盤設備の更新であり、工事内容としては一般的なものであるため、入札業者の有利性を事前に判断し限定することは難しい。そのようなことから一般的な業者に見積もりを依頼し積算したが、結果として低い落札率となったものと思われる。
入札資格を市内営業所にするか本店とするかについて	委員	今回の入札参加資格は仙台市内に営業所を有する者とのことだが、本市内に本店を有する業者だけでもある程度入札参加者数は見込める事案だったのか。
	事務局	<p>本市としては、これまでも同種の低圧盤更新工事の施工例はある。</p> <p>その時の入札参加資格も仙台市内に営業所を有する者としてきたところである。本市内に本店のある業者だけに入札参加資格を限定するとかなり参加業者が限られるため、競争原理への影響が懸念されるとの判断である。</p> <p>因みに、この案件に関する入札参加資格を満たす格付評点が 850 点以上で市内に営業所を有する者が 216 社、市内に本店を有する者が 38 社である。</p> <p>尚、今回の制限付き一般競争入札における入札参加者は全体で 5 社だが、落札業者を含んだ本市内に営業所を有する者は 2 社であった。</p>

「⑨歩坂町地区下水管災害復旧工事 2」及び「⑩彦隅下ため池堤体災害復旧工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	委員長	⑨歩坂町地区下水管災害復旧工事 2 及び⑩彦隅下ため池堤体災害復旧工事は、いずれも随意契約であり契約経緯も類似点が多いことから、続けて説明をお願いします。
	事務局	<p>⑨歩坂町地区下水管災害復旧工事 2 について</p> <p>工事概要は、東日本大震災で被災した対象地区内における下水管の復旧工事である。</p> <p>本工事は、平成 27 年に 1 回、平成 28 年に 2 回の計 3 回制限付き一般競争入札で公告を行ったが入札参加者がいないため入札取止めとなった事案であ</p>

		<p>る。</p> <p>東日本大震災から凡そ6年が経過し、被災した管渠内の滞水による悪臭等の苦情が周辺住民から寄せられていること。管渠閉塞による汚水の地表への逸水など衛生上問題となる懸念もあり、早急な工事着手の必要があった。</p> <p>この状況に対応するため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）に基づき、本市の「緊急工事対応企業」の登録業者から本工事の施工可能業者に施工受注を打診し、藤田建設(株)からの了承を得て特命による随意契約を締結したものである。</p> <p>（詳細は資料 P57～58 及び P69 参照）</p> <p>⑩彦隅下ため池堤体災害復旧工事について</p> <p>工事概要は、堤体崩落により貯水機能を失った彦隅下ため池の堤体復旧工事一式である。</p> <p>本工事は、平成28年11月に制限付き一般競争入札として公告を行ったが入札参加者がいないため入札取止めとなった事案である。平成27年9月関東・東北豪雨の激甚指定災害により被災、農業用用水の貯留不能による来期営農（水稻）への支障の回避が急務であった。</p> <p>この状況に対応するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、平成27年に近接工事の施工実績がある(株)ヌマタ土木に施工受注を打診し、工事施工能力及び速やかな工事着手態勢を確認の上、受注の了承を得て特命による随意契約を締結したものである。</p> <p>（詳細は資料 P59～60 及び P70 参照）</p>
<p>工事内容の難易度並びに震災復旧の進捗について</p>	<p>委員</p>	<p>案件番号⑨の案件は、数度に亘る一般競争入札でも入札参加者がなく入札取止めとなったとのことだが、これは工事内容が復旧工事の中でも難しいものだったためなのか。又、震災から6年が経過しても復旧が進んでいない工事は、本案件以外にどれ位あるものなのか。</p>
	<p>事務局</p>	<p>工事内容は難しいものではない。地区内の飛び地を転々としての工事であるため手間が掛かり、作業効率が悪くなるので人気がなかったものと思われる。また、復旧が進んでいない工事案件についてだが、仙台市としての震災復旧工事は概ね収束してきている。嵩上げ道路等の復興工事は、現在盛んに取り組んでいる状況である。</p> <p>災害復旧としては、大雨に伴う河川、林道などの被害が残っており、関連する工事が不調となり、思うように進まないのが現状である。</p> <p>特命随意契約を活用しての工事としては、特に市民生活に影響の大きい分野で早期に完了できるよう努めている。尚、随意契約については、国からも震災復旧の緊急性に鑑みて地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の活用を推奨されているところである。</p>

随意契約における予定価格について	委員	<p>随意契約の場合は、契約の性格上落札率は高い傾向にあるとは思いますが、案件番号⑩の事案では落札率が 74.26%と低くなっている。</p> <p>もし、こういうことが可能であれば、他の随意契約の事案では予定価格の設定の仕方はどうなのだろうという素朴な疑問がある。随意契約では、他の一般競争入札と同じ積算による予定価格をそのまま用いているのか。</p> <p>良心的に落札率を下げてくれる業者の存在はありがたいことだが、随意契約に変わった時点で一般競争入札時の予定価格を変更できないものなのか。</p>
	事務局	<p>一般競争入札時の予定価格をそのまま用いている。</p> <p>尚、入札予定価格の積算基準は決まっており、今回の随意契約（8号随契）では制度上条件を変えることはできず、もし積算を変えるとすれば再度一般競争入札から始めなければならない。</p> <p>落札率が下がった理由は判りかねるが、発注した本市としてはありがたいことである。</p>
緊急対応企業について	委員	<p>案件番号⑨の事案では「緊急工事対応企業」を活用したとのことだが、本市では何社位の登録があり、登録業者にはどんな特典があるのか。</p>
	事務局	<p>本事案が位置する泉区では 14 社が登録されている。突発的な緊急工事に対応して頂けるということで登録してある業者である。</p> <p>緊急工事に協力して頂ければ、本市の総合評価において緊急工事登録等への取組み実績として加点評価となる。</p>
	委員	<p>登録業者は区毎に登録しているのか。</p>
	事務局	<p>区毎に登録している。</p>
案件ごとの随意契約に至る期間の違いについて	委員	<p>根拠法令の条文は異なるが二つの事案は共に競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときに伴う随意契約措置と思われる。</p> <p>しかし、手続き的には似ていても契約完了までの期間が違う。一方は最初の一般競争入札が昨年 11 月であるが、他方のそれは一昨年の 2 月で被災から 6 年も経過しての随意契約である。契約に至る期間の違いを生じさせた手続き上の扱いにはどのような差異があるのか。</p>
	事務局	<p>一般的な手続きとして、通常仙台市内に本店がある業者を、次に業者の幅を広げて仙台市内に営業所を有する業者を対象とした一般競争入札を実施する。それでも参加者がいない場合に特命随意契約実施を検討することになる。</p> <p>但し、案件番号⑩のように来期の営農に支障をきたす等の緊急度が高い事案は、随意契約への移行手続きも一層早めた扱いとしている。</p> <p>案件番号⑨についても災害復旧工事なので急ぎたい事案ではあったが入札参加者がなく、以前も一度随意契約の可能性を探るなどして手を尽くした。</p> <p>それでも業者との折り合いが付かず、契約が進まなかったのが実状である。</p>
東日本大震	委員	<p>一般競争入札における総合評価簡易型 I 型の評価項目の中に、東日本大震</p>

災における緊急工事実績について		災における緊急工事の従事実績がある。これは、案件番号⑨のような震災関連事業の随意契約に協力参加した場合は、以降実施の制限付き一般競争入札の総合評価で評価加点の対象になるのか。
	事務局	案件番号⑨は、東日本大震災における災害「復旧工事」であり、総合評価で対象となる「緊急工事」とは異なり対象にはならない。随意契約の受注打診の際に「緊急工事対応企業」の登録業者に復旧工事を依頼しただけである。
	委員	東日本大震災における緊急工事は終了しており、今後従事することはないということか。又、この評価項目で評価される業者は増えないということか。
	事務局	その通りである。あくまで、過去に東日本大震災における緊急工事に従事した実績のある業者のみが、総合評価で加点されるということである。
新たな要因による緊急工事総合評価時の評価項目について	委員	今後、東日本大震災とは別の大きい災害があった際、緊急的に対応した業者には、総合評価において加点されることはないのか。
	事務局	この項目の対象とはならないが、困難工事など他の要因で評価項目の対象となるものがあれば、加点対象となる。
	委員	例えば、緊急工事などに対してどのような項目で加点されることがあるのか。
	事務局	一例として資料 P30 の土木工事では、総合評価調書の中の評価項目ツの緊急工事登録等への取組み実績などの項目で評価されている。
	委員	これは先程質疑された「緊急対応企業」の登録とは違うのか。
	事務局	同じである。
	委員	この評価項目は登録されるだけで評価加点されるのか。
	事務局	その通りである。先般の資料 P30 総合評価調書の評価項目を用いて評価の流れを説明したい。 先ず、評価項目ツは緊急工事登録等への取組み実績であり登録されたこと自体で評価される。次にその緊急工事登録業者が評価項目テ(1)に当たる困難業務等に実際に従事した場合の実績が、別途加点評価される仕組みである。

## 6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は松尾委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、平成 29 年 11 月 1 日（水）14 時からの予定である。

## 7 閉会